

若者による地方創生政策推進組織(仮称)メンバー募集

問 本庁舎政策企画課 (〒680-8571 尚徳町 116)
☎ 0857-20-3153 ☎ 0857-21-1594
✉ kikaku@city.tottori.lg.jp

地方創生の主役となる若者が中心となり、「移住・定住の促進」に的を絞り、事業の実施を前提として、より良い施策となるよう、市とともに企画・立案・実行を行っていく、若者による地方創生政策推進組織(仮称)のメンバーを募集します。

応募方法 「私が考える魅力あるまちづくり」をテーマに意見・提案などを400字程度にまとめ、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、電話番号を明記のうえ、上記まで直接持参していただくか、郵送、ファクシミリ、Eメールのいずれかで提出してください。

※応募人数が募集人数を超えた場合には、書類などで選考することがあります。

募集締切 4月20日(水)

募集人数 5人程度

応募要件 平成28年4月1日現在、本市に在住する原則年齢18～30歳の人(高校生を除く)

任 期 平成28年4月～平成29年3月(予定)

※会議は月1回程度

謝 金 3000円/月(会議のある月)

簡易水道料金を改定します

問 第二庁舎農村整備課 ☎ 0857-20-3241 ☎ 0857-20-3047

平成28年度から、市が管理している簡易水道の料金を改定します。平成28年7月以降の請求分より新料金となります。(※集落や組合などによる地元管理の簡易水道の料金は変更ありません。)

なお、平成28年4月1日以降に新規に利用を開始される場合は、初回計量により確定する水道料金から新料金が適用されます。

水道メーターの口径が13φで1カ月に20立方メートルを使用した場合の1カ月の水道料金(税込・円)

給水区域	改定後	改定前	増減額
鳥取地域 ^{※1}		2,365	216
国府地域		2,505	76
福部地域		2,705	▲124
佐治地域	2,581	□佐治	76
		中佐治、尾際	411
		西加茂	0
気高地域		2,419	162
鹿野地域		2,354	227
青谷地域	2,354	長和瀬、上露谷 ^{※2}	227
		蔵内 ^{※3}	367
		八葉寺 ^{※4}	443
		早牛 ^{※5}	313
		勝部	211

※1…下段、有富を除く
※2…用瀬町屋住を含む
※3…有富、佐治町津野を含む
※4…下段、国府町荒舟、用瀬町江波を含む
※5…用瀬町宮原、用瀬町安蔵(岡、塚原、鹿子)を含む

参議院議員通常選挙の立会人を募集します!

問 選挙管理委員会 (〒680-0022 西町二丁目 311) ☎ 0857-20-3386 ☎ 0857-20-3051 ✉ senkan@city.tottori.lg.jp

■応募資格

【当日投票所(92カ所)】※7月10日以降の日曜日

場所 住所地の当日投票所

時間 6:30～20:30(一部の投票所は1時間繰り上げ)

条件 立会をしようとする投票区の選挙人名簿に登録されている有権者で当日必ず立会のできる人、政治活動や選挙運動に関わっていない人

人数 各投票所2人

報酬 10,700円(源泉徴収あり)

※交通費支給なし、昼食は自己負担

【期日前投票所(12カ所)】

期間 6月24日(金)から7月23日(土)までの間の連続する16日間(投票日により期間が変わります)のうち立会可能な日(複数可)

時間・場所

福祉文化会館、各総合支所(用瀬地域を除く)、用瀬地区保健センター 8:10～20:10

イオンモール鳥取北 9:40～20:10 ※最終日は19:10まで
鳥取大学、鳥取環境大学 9:40～18:10

<期日前投票期間例(7月10日(日)投票)> ※投票日が7月17日(日)、24日(日)の場合は7日ずつずれます。

6月						7月						投票日					
23(木)	24(金)	25(土)	26(日)	27(月)	28(火)	29(水)	30(木)	1(金)	2(土)	3(日)	4(月)		5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	9(土)
公 日																	
期日前投票期間 福祉文化会館、各総合支所(用瀬地域を除く)、用瀬地区保健センター(16日間)																	
※鳥取大学・鳥取環境大学は期間中1日限定																	
												イオンモール鳥取北(8日間)					

条件 有権者(住所要件なし)で当日必ず立会のできる人、政治活動や選挙運動に関わっていない人

人数 各投票所2人

報酬 9,500円(源泉徴収あり)

※交通費支給なし、昼食は自己負担

■申し込み期間

4月20日(水)から5月15日(日)まで

■申し込み方法

○パソコン・携帯電話 本市公式ホームページの申し込みフォームから簡単に申し込みができます。

○はがき、ファクシミリまたはメール 住所(郵便番号)、氏名、生年月日、電話番号、「当日の立会人を希望」(投票日の中で希望される日(複数可))または「期日前の立会人を希望」(期日前の場合は、期日前投票期間の中で希望する日(複数可)および希望投票所)を記入して、上記宛に送ってください。

■選任の決定

投票日が決まり次第、申込者へ文書でお知らせします。なお、同日に多数の応募がある場合は、若い世代の人を優先します。

固定資産税について

問 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3421 ☎ 0857-20-3401

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間 4月1日(金)～5月31日(火)

平成28年1月1日現在で所有する資産の評価額が適正かどうかを、周辺の資産と比較することにより確認することができます。縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人です。免税点未満などの理由により、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

縦覧できる人	縦覧できる帳簿
市内の土地の納税者	土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地目、地積、価格などを記載)
市内の家屋の納税者	家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載)

■固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日(金)～

平成28年1月1日現在で所有する資産の課税内容を確認することができます。

閲覧できる人	対象固定資産
①納税義務のある人とその同居の家族・納税管理人	納税義務のある固定資産の全部
②借地・借家人など	使用または収益の対象となる固定資産の部分
③土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する人(破産管財人など)	該当する固定資産の全部

※②、③の人は賃貸借契約書などをご提示ください。

◇いずれも時間は8:30～17:15(土・日・祝休日を除く)

場所 駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民福祉課

※本人確認のため、運転免許証などをご提示ください。

※代理人の場合は委任状が必要です。

平成28年度納税通知書は5月2日ごろ発送予定です



◆年の途中で土地や家屋の売買があった場合の課税について

Q 平成27年12月に私が所有していた土地と家屋の売買契約を締結し、平成28年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成28年度の固定資産税は誰に課税されますか?

A 地方税法の規定により、賦課期日(毎年1月1日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することになっています。所有権移転登記は平成28年2月であったため、平成28年1月1日現在の登記簿上の所有者はあなたです。よって、平成28年度の固定資産税はあなたに課税されることとなります。

◆住宅用地の特例について

Q 平成27年中に住宅を壊してさら地にしました。土地についての税額はどうなりますか?

A 固定資産税の評価は、賦課期日(毎年1月1日)の土地の現況により判断します。土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され減額されます。しかし、住宅の滅失や、住宅以外への用途変更がある場合は、特例の適用から外れることとなります。平成28年度は、滅失した家屋の固定資産税は無くなりますが、土地の固定資産税は上がることとなります。

住みよい地域をつくりましょう!

自治会(町内会)はみなさんの参加を待っています

問 鳥取市自治連合会事務局 ☎ 0857-20-0100 ☎ 0857-20-0141
本庁舎協働推進課 ☎ 0857-20-3171 ☎ 0857-21-1594

自治会(町内会・区長会ともいいます。)は、同じ地域に住む人同士が地域のさまざまな問題に対応するための組織です。

“いざ”という時、一番頼りになるのはご近所のみなさんです。お互い助け合い話し合うことで、子どもから高齢者まで、安心して暮らす地域が生まれます。

まずは自治会に加入して、一緒に活動してみませんか?

【自治会は次のような活動をしています】

①安全・安心

危険な夜道をなくすため、防犯灯の設置を市に要望し、維持管理をしています。

⇒自治会の力が、暗い夜道を照らしています。

②情報の伝達

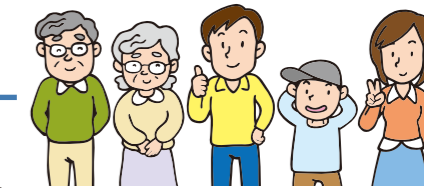
生活に欠かせない公民館情報や、市からの情報を自宅までお届けしています。

⇒自治会の力で、素早く情報を提供します。

③生活環境の維持・向上

ゴミステーションの管理、道路や公園の清掃・草刈りなどを行っています。

⇒自治会の力がきれいな環境を守っています。



④住民同士の親睦

お祭りや運動会、敬老会などを実施して、地域の住民相互のふれあいや、子どもから高齢者までの世代間交流を図っています。

⇒自治会は笑い声が響く地域づくりに一役買っています。

⑤防災対策

災害に備えて自主防災組織を結成し、防災訓練の実施や、手助けが必要な避難者の確認などを行っています。

⇒自治会は、災害に備えて活動しています。

⑥相互の助け合い

誰もが地域で安心して健やかに暮らせるように、福祉活動や青少年健全育成活動を行っています。

⇒自治会は子どもから高齢者まで安心して暮らせるよう、助け合っています。

【自治会に加入するには】

お住まいの地域の自治会長(町内会長・区長)にお問い合わせください。なお、連絡先が分からない場合は、ご近所の人か鳥取市自治連合会事務局までお問い合わせください。